

平成 2 6 年 7 月 1 4 日

美里町教育委員会臨時会会議録

平成26年7月教育委員会臨時会議

日 時 平成26年7月14日（月曜日）

午前9時 開議

場 所 美里町役場南郷庁舎 201会議室

出席委員（5名）

1番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2番	委員長職務代行	成 澤 明 子 君
3番	委 員	後 藤 眞 琴 君
4番	委 員	佐 藤 三 昭 君
5番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員 な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷 芳 和 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君

傍聴者 3名

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- ・ 協議事項

第2 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

- ・ 協議事項

第2 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

午前9時 開会

○委員長（佐々木勝男君） おはようございます。ただいまから平成26年7月教育委員会臨時会議を始めることにいたします。

日程第1 会議録署名員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 議事日程第1、会議録署名委員の指名、2番成澤委員、3番後藤委員にお願いしたいと思います。

協議事項 日程第2 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

○委員長（佐々木勝男君） 本日の協議事項につきましては、議事日程に示したとおり、協議事項一件でございます。会議運営にご協力いただきますようお願いしたいと思います。

それでは次、協議事項。日程第2、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想についてを議題と致します。本件につきましては、今年の3月定例会から前回の臨時会まで毎回協議事項として委員の皆さんの意見をお聞きしてまいりました。平成24年12月に再々提出しました「給食基本構想」を町長から返却していただきたいとの願いは委員会の総意であり、依頼をおこなってまいりましたが、これまでの経緯や反省点を改めて検討する必要があることから委員会の行動や改善点の協議を続けてまいりました。この間、6月議会定例会の一般質問において、委員会での決定事項を誤った認識をしていたために、不適切な答弁を行ってしまいました。本日は、明日開催されます「平成26年第4回美里町議会臨時会」で行政報告をおこなう前に、委員会の意思を再度確認させていただくためにお集まりをいただきました。

再確認する事項は、事務局より説明がありますので、よろしく協議をお願いしたいと思います。それでは説明をお願い致します。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、私のほうから説明させていただきます。7月10日の臨時会に引き続きまして、本日もお忙しい中お集まりいただきまして大変ご苦労様です。

ただいま委員長よりお話しがありましたように、明日「平成26年第4回美里町議会臨時会」が開催されます。前回の臨時会で協議をいただきました、一般質問の答弁に誤りがありましたということを町長及び議長に文書で提出を致しました。そのことから福田議員の一般質問の学校教育及び学校施設について、3)の学校給食センター基本構想についての誤った答弁についての謝罪の機会を議会のほうからいただいております。

議会開催前に議会運営委員会というのが開かれます。この議会運営委員会については、議会

の運営がスムーズにいくために開催されるものであります。その議会運営委員会が7月11日に開催されておりまして、私も同席を求められております。議会運営委員会は、議長を始め8人の議員さんが集まられておりまして、その中で福田議員の質問についてはあくまで「給食センター基本構想は白紙でしょうか」という質問に対して教育委員会での確認は、「基本構想を返却後は活用しない」との確認であったと。これでは、私の質問に対して確認事項は、活用しないということで白紙という確認はなされていないのではないかというようなお話しがありました。

ということで、本日はその活用しないを「白紙に戻す」というような確認事項に沿ったその辺を検討いただきたいと思います。以上です。委員長よろしくをお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま事務局から、学校給食センターの基本構想の取り下げ後の取り扱いの考え方について、説明をいただきました。内容は、「基本構想を白紙に戻す」ことでありますが、このことについて委員の皆さんからご異議はございませんか。

○3番委員（後藤眞琴君） 前に取り下げるということで、取り下げるイコール撤回だと。撤回ということは、当然効力がなくなることを意味するので、「白紙撤回」だろうというふうに僕は理解していたのですが、それを改めてここで今日確認するということですか。

○委員長（佐々木勝男君） そうですね。

○3番委員（後藤眞琴君）僕は、当然、白紙撤回だろうと。

○委員長（佐々木勝男君） 白紙撤回。

○4番委員（佐藤三昭君） この構想を手元に置いたところで、積み上げも修正もしないというふうに確認されておりますので、言葉として求められているとすれば、「白紙撤回」ということになっているのだと思います。私の意見は以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 白紙撤回と。

○4番委員（佐藤三昭君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） その言葉に尽きるということですね。

○4番委員（佐藤三昭君） そうです。その言葉として欲しいなら、そういうことです。

○委員長（佐々木勝男君） そういう言葉で、考えであると。

○4番委員（佐藤三昭君） あとは、その文章は、そのまま公文書として、文書規程に基づいて、保管・保存されていくものであるということはあると思います。

○2番委員（成澤明子君） おふた方と同じです。しかるべく、規程に基づいて保存はするけれども、「取り下げ」「撤回」「白紙撤回」、「活用はしない」ということでいいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 白紙撤回ということであるということですね。

○教育長(佐々木賢治君) 「活用する、活用しない」と大変な混乱を招いたことを教育長としても反省しております。結果的には、活用しないということで皆さんの意見がまとまってこないだ確認されたわけでありますが、教育長として今までの行きがかり上、その後私この2、3日、大変実は悩んで、このことだけで頭の中がいっぱいでした。ここに至るまで、前の委員の方々、いろいろな経過、経緯がございます。もちろん議会でも修正を踏まえて、「白紙ではないですよ」ということをお話ししてきました。今日ここでどのような意志表示をすべきか本当に悩んでいました。後藤委員さんがよく言われるのは「今の教育委員会」という視点で物事を前向きに考えていきましょうという言葉も、私の胸にかなり強く響いております。言い回し、くどのような言い方になりましたが、3名の委員の方々の言葉で、私も一教育委員の教育長ですけれども、事務局を預かる教育長ですが、先輩諸氏に対して非常に申し訳ないと思うのですけれども、現実的には活用しないということは、白紙に戻すということであると、新しい委員会にこだわるわけではありませんが、それで私の考え方を表明したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長(佐々木勝男君) 私の意見ですね。私は、活用しないというようなことで、思っておりますので、活用しないということは、白紙に戻すというようなことになると思います。したがって、活用しない。そして、白紙撤回だというような意見に、私は、心を決めております。

ほかに、ご意見がなければ、意見として今いただきましたので、確認のために採決をいたします。

「給食センター基本構想は、取り下げ後は、白紙に戻すことに賛成の委員は挙手をお願いします」。

賛成全員でありますので、給食センター基本構想は、取り下げ後は、白紙に戻すことに致します。白紙に戻すということに決めます。

○教育長(佐々木賢治君) 委員長、ちょっとすいません。文言なのですが、「取り下げ後は」というのは、「返却いただいた後は」でいかがでしょうか。取下げとはこちらから依頼したことですよね。町長から返却された後は、もう活用しない。白紙の状態なのだという。いかがでしょうか、その文言なのですが。

○委員長(佐々木勝男君) ただいま、文言の修正のご意見がございました。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは「取り下げ」というところを、「返却されたあとは」というような文言に修正をするといたします。

続きまして、明日開催されます「平成 26 年第 4 回美里町議会臨時会」への提出される参考資料の内容について、事務局より説明をいたします。資料について、これから配付させていただきます。

- 3 番委員(後藤眞琴君) ちょっとその前に。この臨時会があると寒河江さんから連絡を受けましたときに、この白紙撤回かどうかの問題だということを聞きまして、それでは、取り下げた後の、基本構想についての文書をどうするかということもここで話し合っておいた方がいいのではないかと思います。美里町では文書に関してどういう規程、決まり、あるいは条例があるのかを知りませんでしたので、誰かに聞こうかと思って、聞きやすい副町長さんに聞きました。そういう決まりはありますかということを知りましたら、「美里町文書規程」というものがあるのだと。それは、訓令という形で、「訓令」というのは、意味は分からないから、そういう語を使うのですかと、「訓令」というのは町長が出すものだということでした。

ファックスで送っていただけませんかということで、ファックスを送っていただいたのです。そうしたら白紙を含めて 19 頁あって、そこに文書の保存、これは第 41 条ですかね、文書の保存について書いてある。それで、今まで保管をするとかいう言葉を使っていたかと思うのですが、正式には、「保存」という言葉らしいのです。それで保管というのは、2 か所で使っているのですが、正しくは文書を保存するとなる。文書の保存年限の種別は、次のとおりとするということで、第 1 種、第 2 種、第 3 種、第 4 種、第 5 種までありまして、30 年保存、10 年保存、5 年保存、3 年保存、1 年保存というふうになって居りまして、次の第 40 条です。第 1 種、30 年保存は、こういうものだと文書の種類がいろいろ書いてある。返却いただく基本構想というのは、どれにあたるのかと思っているのですが、第何種に当たるものですか。

- 委員長(佐々木勝男君) それでは事務局のほうから。

- 教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) お答え致します。保存年限ですが、1 年から 30 年という形で、それぞれの文書の中で取り決めがございます。本日のこの「基本構想」については、30 年間の保存年限になっております。

- 3 番委員(後藤眞琴君) ここで確認しておきたいのは、返却してもらった基本構想の文書を保存するのは 30 年保存する。それは、この美里町文書規程に従って保存して、30 年後にあたる文書というのは、次に処分するときには、30 年の場合には、総務課長と担当が相談した上で改めてどうするかという規定が書いてあったと思うのですが、そういう場面にはこの文書規程にしたがって取り扱っていきますということをここで確認しておけばいいのではないかと

思います。

○委員長(佐々木勝男君) ただいま後藤委員のほうから文書保存、規程に関する事で、いろいろ説明をいただきましたが、委員の皆さん確認することができてまいりましたので、委員の皆さんのほうからご意見いただきたいと思います。事務局、補足事項はいいですか。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) よろしいでしょうか、事務局で申し上げるのもあれですが、いま後藤委員が申されたことについては、役所の中の決まりでございますので、改めて教育委員会でそれを確認しなくてもよろしいのではないかと考えております。事務局の私たち美里町職員は規則・規程に基づきまして、正確にその事務を執行するということですので、教育委員会の決定事項ではないと思います。

○3番委員(後藤眞琴君) それでは安心しました。前に、議会の議事録を読んだ時に保管するという言葉を使っていたので、保管ではなくて保存ですよということを改めて、もし何かありましたら、正しくは保管ではなくて保存するということですよという形で、あとはいま事務局のほうから説明していただいた所で。

○委員長(佐々木勝男君) すると、後藤委員の文書規程の保存ということね。

○3番委員(後藤眞琴君) というふうになっております。

○委員長(佐々木勝男君) そのことを確認したということになりますね。特に意見を求めなくてもよいということですね。事務局のほうから説明あった通りの内容ということで、文書規程の保存ということで、基本構想は30年間保存ということになるということですね。

それでは、先ほど事務局から説明の資料が配付されましたので、臨時会議会のほうの説明につきまして、事務局のほうから内容を説明いただきたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 明日開催されます第4回美里町議会の臨時会に提出する資料について、委員会のほうで協議をいただきたいと思います。この資料につきましては、7月10日の臨時会の際にも協議をいただいております。若干の訂正部分がございますので、その部分について、私のほうから説明をしたいと思います。今回の学校給食センター基本構想についての誤った答弁については、大きくは3つあるということで、それに対する理由ですね、1番目の「基本構想を町長から返却後も活用する」については、これは10日の臨時会の時と変わっておりません。次に2番目の「返却後の基本構想は教育委員会で活用を協議する」ということについての理由については、前回の臨時会では「5月29日開催の教育委員会定例会で」というような表現をしておりましてけれども、これは協議については、臨時会定例会を問わず続けて協議をしていることから、「これまでの教育委員会の会議において」と

というような表現に直しております。それから、3 番目の「基本構想を活用することは教育委員会の総意」、この分について、上段の部分については変更ございません。またの部分から前回「また、賛成多数であったが総意と捉えてしまったため。」ということで削除をしておりますけれども、これ賛成少数だったのです。「賛成少数であったが総意と捉えてしまったため」という理由に変更しております。

それから最後に、教育委員会での確認ということで、本日の会議において「基本構想」を返却後は「白紙に戻す」ことを確認した。」ということで、これを記載しております。以上です。

○委員長(佐々木勝男君) 説明をいただきました。ご意見ございますでしょうか。

○3 番委員(後藤眞琴君) もう一度、「少数であったが」と直したということ、もう一度お願いしたいのですが。

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 前は、「賛成多数であったが総意と捉えてしまったため」というような表現をしておりますが、実際は「賛成少数であったが総意と捉えてしまった」には、特に教育委員会の決定というか意思確認はしてないのですが、発言内容からすると基本構想の活用については、3 人の方が活用しない、それから2 人の方が活用するという捉え方をしておりましたので、「賛成少数であったが活用する」というような教育委員会の中での総意と捉えてしまったという表現にしております。以上です。

○3 番委員(後藤眞琴君) 前は、そこを削除するというふうになっているのではないですか。それを改めて、そういう文言にしなければならない何か理由はあるのですか。

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 前回の表現は、間違っておりましたので、改めて賛成少数というような記載を直して、委員会の中でこれでよければ議会に提出したいというふうに考えております。特にこの部分については、是非記載したいということではございません。削除であれば、削除でもかまわないというふうに考えております、以上です。

○3 番委員(後藤眞琴君) 僕、その文章は誤解を招く余地があるのではないかと思いますので、削除しておいた方がいいのではないかと思います。

○委員長(佐々木勝男君) 「賛成少数であったが総意と捉えてしまったため」というところは削除するというふうに考えていると。それぞれの委員から意見を求めたいと思います。

○2 番委員(成澤明子君) 前段と「また」のことが、中身的には同じことを言っていると思うのですね。それで、「また」となるから別のことを記述しているかと思いましたが、そうではなかったのですね。委員会の総意であるとの誤った認識イコール賛成少数であったが総意と

捉えてしまったということなので、「また」ではなくて「すなわち」とか、そんなことになると思うのですが、前のほうの言葉で十分だと思いますので、「また」から「しまったため」まで削除していいと思います。

○4番委員(佐藤三昭君) 前回通り、削除でいいと思います。

○委員長(佐々木勝男君) それでは、削除というのが3名の委員から意見として出されております。したがって、委員の方ではこれを提案、皆さんにかけたということは理由を付けると、またという表現にするとするようなことで皆さんに説明の資料を配付さしあげましたので、私の考えは、また少数意見であった云々については付記するというようなことで考えておりました。教育長も意見としては、その事務局の意見として同様であるというようなことで、3名が削除ということになりますので過半数ということで、削除というふうに決したいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、削除。続きまして、先の臨時会において、修正、追加の協議をいただいた町長に対する報告書、「給食センター基本構想に係る問題の検討について」を事務局より説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) はい、ただいま資料をお配りさせていただきます。

[委員に資料を配付]

委員長、よろしいでしょうか。それでは、ただいま配らしていただきました資料を見ていただきたいと思います。前回、7月10日に行いました臨時会におきまして、町長に提出する基本構想に係る問題について(報告)という原案を審議いただいたところでございます。その中で、各委員のほうから追加若しくは修正または削除する箇所など、いろいろご協議いただきました。その部分につきまして、今お示してありますが下線を引いた上で括弧書きで、追加、削除という形で文字を入れさせていただいております。この部分は、皆様方からいただいた修正点であるということで、今日お示ししまして、これにつきましてまたお目通しいただいた後、この他にももっとあったのではないかと、あるいはこういった修正はなかったのではないかとといったご意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。簡単に説明させていただきます。

先ず、1ページ目でございます。(1)の①です。当時の教育委員会の対応についての反省点などの下でございますが、「この発言が憲法に」としておりましたが、そこに「憲法第19条」という条名を入れたほうがいいのかというご意見でございました。そこから3

行下でございます。「発言者は」としておりましたが、その「発言者」を削除しまして、「当時の委員長は」ということできちんと書いたほうがいいのかということでしたので、削除と追加、これは修正になるのですが、そのように書かしていただいております。

次は、②の改善策（学ぶべきこと）などの 1 行目でございます。「特に教育委員会定例会では」としておりましたが、教育委員会では定例会と臨時会がございますので、これは、「定例会及び臨時会」というふうに修正したほうがいいのかということでしたので、「及び臨時会」を追加させていただいております。また、そこから 3 行下でございます。「可能な限り議会開催前に教育委員会で協議し、その決議に基づいて」というところです。最初、「教育長、委員長」となっておりましたが、これは「委員長、教育長」の順ではないかということでしたので、そのように修正させていただいております。

翌 2 ページ目でございます。一番最初の部分でございます。ちょっと長いですが、基本構想のことにおける説明が少し不足しているので、これも後藤委員から提案があった文章を入れたほうがいいのかということでもございましたので、「「基本構想」はから、「この剽窃問題は未然に防げたはずなのである。」までの 6 行を追加させていただいております。

同じく 2 ページの（３）でございます。「基本構想」の再提出、取り下げ云々の所でございます。①の当時の教育委員会の対応についての反省点などの中で、これは中段となります。これについても後藤委員から、内容をはしょってありますので、きちんと説明したほうがよろしいのではないかということでしたので、3 行ほどでございます、「修正版の再提出までに」から「審議を終了していたのである。」という文章を追加したほうがなおさら分かりやすいということでしたので、それを追加させていただいております。

翌 3 ページでございます。大きな 2 番の町民の方々に対して迷惑をかけたことについての（１）の①でございます。当時の教育委員会の対応についての反省でございます。剽窃のことについて、「町民の誇りに傷つけることになった」と最初、なっていたと思いますけれども、ここは、単純に「町民の誇りを傷つけた。」とそのように直した方がよろしい。これは成澤委員の案でございましたが、成澤委員の案で修正させていただくということでございます。

次に②改善策（学ぶべきこと）などでございます。「町民の意見等に対する当時の教育委員会の対応の仕方として」となっておりますが、これは主語がないということでもございましたので、この部分を削除して主語として、「教育委員会は」ということを入れさせていただくというものでございます。また、その 3 行下でございます。「また、非公式の会議であっ

ても」云々の場所でございますが、これについては、非公式な会議というのは教育委員会ではあり得ないのではないかとということでございましたので、全文、ここを削除するというようにさせていただくように、前回の審議はなっております。

次に大きな3番、町議会議員の質問に対する答弁の責任の所在についての(1)でございます。「建設計画」や「総合計画」で立案された事業であると認識し」とありますけれども、これも何のことを言っているのか分からないので、やはりこれも主語が必要だということでございましたので、「基本構想は」、と入れさしていただきました。これについては、小牛田地域学校給食センター基本構想ということでございますが、この文書の1ページ目に、この小牛田地域学校給食センター基本構想は、以下基本構想というとなっておりますので、単に「基本構想」とさしていただきました。

最後でございます。大きな4番の平成26年第3回美里町議会定例会での委員長及び教育長の「基本構想」取り下げ後の活用発言について、「活用」という言葉には、鍵括弧を付けたほうがよろしいのではないかと、これは成澤委員さんからのご提言だと思いますけれども、その部分に鍵括弧を付けさしていただいたというところでございます。

以上、先日行われました臨時会で委員の皆さま方から修正などいただいたものを事務局のほうでまとめてものでございますが、これについて何か足りない部分がありましたらご意見いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長(佐々木勝男君) はい、ありがとうございます。ただいま事務局から追加、修正や追加の点について説明をいただきました。ご意見ございますか。

○3番委員(後藤眞琴君) 意見ではないですけど、3ページ目の2の(1)の①の部分、皆他は「など」が付いているのですが、当時の教育委員会の対応についての反省、ここだけ「など」が付いてないです。「など」が付いたほうがいいかもしれませんね。以上です。

○委員長(佐々木勝男君) いまの件は、よろしいですか。他にご意見ございますか。

(「ございません」の声あり)(「点」をいれるのですかの声あり)

整合性ですね、事務局で、ちょっと修正の確認を。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) よろしいでしょうか。いま、後藤委員から「など」を追加すると出たのですが、前ページ、1ページ、2ページの関連性から言いますと、「反省点など」、「点」は漢字でございます。「など」は平かなでございます。この3文字追加でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(佐々木勝男君) ただいまの説明でよろしいですね。それでは、ほかにご意見なければ、
ただいまの追加、修正の箇所ございますし、3文字の追加の所がございます。これを含めて
その内容で提出ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、この内容で提出ということにさせていただきます。ありがとうございます。そのほか
はございませんね。事務局の方から。

○3番委員(後藤眞琴君) これ、提出は、いつ頃になる予定ですか。

○教育長(佐々木賢治君) 前回も申し上げましたが、明日の臨時議会終了後になります。

○委員長(佐々木勝男君) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長(佐々木勝男君) それでは、以上をもちまして、臨時会の議事は一切終了いたしました。
これをもって7月教育委員会臨時会を閉会といたします。

午前 9時43分 閉 会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江 克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年 8月22日

委 員 長

署 名 委 員

署 名 委 員